

第 99 号議案

足立区職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
上記の議案を提出する。

令和元年 9 月 20 日

提出者 足立区長 近藤 弥生

足立区職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

足立区職員の給与に関する条例（昭和 50 年足立区条例第 13 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条第 2 項を次のように改める。

2 次の各号に掲げる職員の給与に関する事項は、別に条例で定める。

（1）教育公務員特例法（昭和 24 年法律第 1 号）第 2 条第 1 項に定める教育公務員（区立認定こども園の園長、副園長、教諭及び養護教諭に限る。）

（2）法第 22 条の 2 第 1 項に規定する会計年度任用職員（教育公務員特例法第 2 条第 1 項に定める教育公務員のうち、区立認定こども園、小学校、中学校、義務教育学校及び特別支援学校の講師を含む。）

第 25 条の見出し中「臨時職員」を「育児休業に伴う臨時的任用職員」に改め、同条第 1 項中「臨時的に任用される職員」を「育児休業法第 6 条第 1 項の規定により臨時的に任用される職員（常時勤務を要するものを除く。）」に改める。

第 29 条第 1 項中「、若しくは法第 16 条第 1 号に該当して法第 28 条第 4 項の規定により失職し」を削る。

第 29 条の 2 第 2 号中「（法第 16 条第 1 号に該当して失職した職員を除く。）」を削る。

第 30 条第 1 項中「、若しくは法第 16 条第 1 号に該当して法第 28 条第 4 項の規定により失職し」を削る。

第 3 1 条に次の 1 項を加える。

- 3 第 6 条第 2 項から第 6 項までの規定は、臨時的に任用される職員には、適用しない。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和元年 1 2 月 1 4 日から施行する。ただし、第 1 条第 2 項及び第 2 5 条の改正規定並びに第 3 1 条に 1 項を加える改正規定は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日前に、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律（令和元年法律第 3 7 号）第 4 4 条の規定による改正前の地方公務員法（昭和 2 5 年法律第 2 6 1 号。以下「旧法」という。）第 1 6 条第 1 号に該当して旧法第 2 8 条第 4 項の規定により失職した職員に係る期末手当及び勤勉手当の支給については、この条例による改正後の第 2 9 条第 1 項、第 2 9 条の 2 第 2 号及び第 3 0 条第 1 項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(提案理由)

地方公務員法の改正に伴い、規定を整備する必要があるので、この条例案を提出いたします。